

# 定 款

一般社団法人 日本損害保険協会

# 一般社団法人日本損害保険協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本協会は、一般社団法人日本損害保険協会と称し、英文では The General Insurance Association of Japan と表示する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本協会は、わが国における損害保険業の健全な発展及び信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 損害保険の普及啓発及び理解促進に資する事業
- (2) 損害保険契約者等からの相談対応、苦情及び紛争の解決に資する事業
- (3) 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
- (4) 損害保険業の基盤整備に資する事業
- (5) 損害保険の安定かつ継続的な提供に資する事業
- (6) 事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業
- (7) 損害保険業に関する研修、試験及び認定等の事業
- (8) 前各号の事業に資する国の補助金等に関する事業
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

2 前項の事業は、国内又は海外において行うものとする。

## 第3章 社員

### (本協会の構成員)

第5条 本協会は、本協会の事業に賛同する者であって、次の各号のいずれかに該当し、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

- (1) 保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社
- (2) 同法第2条第9項に規定する外国損害保険会社等
- (3) 同法第219条第5項の特定損害保険業免許を受けた同条第1項に規定する特定法人

#### (社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 社員は、代表者1名を定めて本協会に届け出なければならない。代表者を変更する場合も同様とする。
- 3 前項の代表者は、前条第1号に掲げる社員（以下「損害保険会社」という。）にあつては、当該損害保険会社の代表取締役（委員会設置会社における代表執行役を含む。）、同条第2号又は第3号に掲げる社員（以下「外国保険会社等」という。）にあつては、当該外国保険会社等の日本における代表者であることを要する。

#### (入会金及び会費)

第7条 社員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時に入会金を、その後は毎年の会費を支払わなければならない。

- 2 前項の入会金及び会費の額並びにそれらの支払方法その他必要な事項は、社員総会で定める。
- 3 入会金及び会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

#### (定款等遵守義務)

第8条 社員は、この定款並びに本協会の規則及び決議事項を遵守しなければならない。

#### (任意退会)

第9条 社員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも本協会を退会することができる。

- 2 前項の退会届は、やむを得ない事情があるときを除き、退会する日の3か月前までに提出しなければならない。

#### (戒告又は除名)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員に戒告を与え、又は除名することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他戒告を与え、又は除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合（前条の場合は除名する場合に限る。）のほか、社員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 損害保険会社にあつては、解散したとき又は損害保険業を廃止したとき。
- (2) 外国保険会社等にあつては、当該外国保険会社等に係る保険業法第185条第5項の外国損害保険業免許若しくは同法第219条第5項の特定損害保険業免許が取り消されたとき又はその効力を失ったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額並びにそれらの支払方法その他必要な事項
- (2) 社員の戒告又は除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任監事の選定又は解職
- (5) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (6) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (7) 事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年4月1日から4か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

### (招集の方法)

第16条 社員総会を招集するときは、会長は、社員総会の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法（電磁的方法は社員の承諾を得た場合に限る。）により、社員総会の日から1週間前までに社員に対して通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、社員総会の日から2週間前までにその通知を発しなければならない。

### (議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

### (議決権)

第18条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

- 2 社員の議決権の行使は、第6条第2項の規定により届け出られた代表者（以下「社員の代表者」という。）のほか、社員である損害保険会社の取締役（委員会設置会社における執行役

を含む。)又は社員である外国保険会社等の支配人若しくはこれに準ずる者による。

#### (決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 社員の戒告又は除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

#### (議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

#### (役員を設置)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上35名以内
  - (2) 監事 1名以上4名以内
- 2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。
- 3 会長及び専務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 監事のうち1名を常任監事とすることができる。

#### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員の代表者の中から、社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、6名以内の理事及び2名以内の監事を社員の代表者以外の者から、社員総会の決議によって選任する。
- 3 会長及び副会長は、第1項の規定により選任された理事の中から、社員総会の決議によって選定する。ただし、2名以内の副会長を前項の規定により選任された理事の中から選定することができる。
- 4 専務理事及び常務理事は、第2項の規定により選任された理事の中から、社員総会の決議によって選定する。
- 5 常任監事は、第2項の規定により選任された監事の中から、社員総会の決議によって選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐し、その業務を執行する。
  - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、本協会の業務を分担執行する。
  - 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

- 第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、社員の代表者以外の理事及び監事のうち本協会職員出身ではない理事及び監事の任期は、4年を限度とする。ただし、社員総会の決議によって2年以内の延長をすることができる。
  - 3 前項の任期を終了した場合には、本協会の他の役職に就くことはできないものとする。
  - 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 5 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (資格喪失)

- 第26条 第22条第1項の規定により選任された理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者は、理事又は監事の資格を失う。
- (1) 同項に掲げる地位を退いたとき。
  - (2) その者に係る損害保険会社又は外国保険会社等が社員でなくなったとき。

#### (役員解任)

- 第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、第22条第2項の規定により選任された理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (責任の免除又は限定)

- 第29条 本協会は、一般社団・財団法人法第114条第1項に基づき、理事又は監事の本協会に対する賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項に基づき、非業務執行理事等（一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項に規定する理事又は監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 理事会

### (構成)

第 30 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 本協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督

### (種類及び招集)

第 32 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会は、会長が招集する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

### (招集の方法)

第 33 条 理事会を招集するときは、会長は、理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的方法により、理事会の日の前日までに通知しなければならない。

### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (議決権)

第 35 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

### (決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事（以下「議決に加わることのできる理事」という。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

#### (報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべきことを通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 23 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

#### (事業年度)

第 39 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第 40 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、本部及び支部に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を本部に 5 年間、また、支部に 3 年間備え置くとともに、定款、社員名簿並びに理事及び監事の名簿を本部及び支部に備え置くものとする。

#### (剰余金の非分配)

第 42 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

**(解散)**

第44条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(残余財産の帰属)**

第45条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会

**(委員会)**

第46条 本協会の事業を推進するために、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 事務局

**(事務局)**

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、専務理事が統括する。

3 事務局には、所要の職員を置く。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 公告の方法

**(公告の方法)**

第48条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

**(補則)**

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は隅修三及び浅野広視、業務執行理事は栗山泰史及び村田勝彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

- 1 この定款の変更は、2015 年 6 月 30 日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款の変更は、2023 年 6 月 30 日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款の変更は、2025 年 6 月 30 日から施行する。なお、施行日において、現に理事及び監事の就任期間が、既に 4 年に達している場合は、施行日から 2 年の延長を限度とする。